

前橋市都市計画マスタープランの改訂について

都市計画課

1 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市が定める「都市計画」の最も基本的な考え方となる計画です。

2 改訂の経緯と内容

現行の都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定し、その後、富士見村との合併や第六次前橋市総合計画とも整合するよう平成27年3月に改訂しました。

今回は、以下の基本方針に基づいて改訂しました。

- (1) 「第七次前橋市総合計画」及び「整備、開発及び保全の方針」並びに「前橋市立地適正化計画」との整合。
- (2) 立地適正化計画における誘導区域への施設立地誘導と同様に市街化調整区域等における土地利用の方向性を整理する。
- (3) 富士見都市計画区域の今後の土地利用の方向性を示す。
- (4) 現行計画策定時からの社会・経済情勢の変化を考慮し、各種指標などの時点修正を行う。
- (5) 計画の目標年次は、平成27年（2015年）の国勢調査から20年後となる令和17年（2035年）とする。

3 改訂作業

平成31年	1月	基本方針を定める
令和元年		関係各課と素案の協議
〃	9月	パブリックコメント実施
〃	12月	都市計画法に定められた閲覧
令和2年	1月	第58回前橋市都市計画審議会にて同意

4 告示・公表のスケジュール

令和2年5月25日	建設水道常任委員会へ報告
令和2年5月29日	告示・公表
	群馬県知事に通知
	本市ホームページに掲載
令和2年6月1日	広報まえばし6月1日号に掲載